

第15回千葉県食品等安全・安心協議会（概要）

- I 日 時 平成25年5月30日（木）午前10時から午前11時30分
- II 場 所 千葉県教育会館6階 604会議室
- III 出席者 丸山委員、高橋(初)委員、齋藤委員、渡辺委員、熱田委員、榛葉委員、高橋(克)委員、内山委員、今井委員、平山委員、片岡委員、三宅委員、日高委員、田森委員、北村委員、羽田委員

IV 議 事

(1) 報告事項

- ①食品等の安全・安心確保に関する基本方針に係る平成24年度事業・対策等実施結果について
- ②その他

(2) 議題

- ①BSE対策について
食品安全委員会の評価に対する意見交換
- ②その他

V 会議要旨

【議事】

羽田会長あいさつ

委員の皆様にはお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

本日はまず報告事項として、食品等の安全・安心確保に関する基本方針に係る平成24年度事業・対策等実施結果の報告の後、BSE対策について、委員全員のご意見を伺いたいと考えております。

BSEについては、平成13年に千葉県内のと畜場で処理された牛が日本で最初のBSEと確認された後、様々な対策が講じられました。当初の全頭検査から、国が21か月齢以上の牛に限るとの方針変換時、千葉県を初めとして全国で自治体負担により全頭検査を継続したのが現在の状況であります。本日は今年4月に食品安全委員会の評価と厚生労働省の方針が出されましたので、これまでの状況、国際的な状況を含めて事務局から説明いただく事になっております。安全・安心をどのように確保するか、様々な側面から考えなければならないところですが、県民感情、他県の実施状況、流通業者の立場など、様々な視点からのご意見があるかと思っておりますので、本日は忌憚のないご意見をお聞きし、まとめさせていただくという流れで行いたいと思っております。なお、6月9日にリスクコミュニケーションを開催しますので、今日の内容を北村先生から紹介していただきながらリスクコミュニケーションを進め、千葉県として良い方向を導き出していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(1) 報告事項

①食品等の安全・安心確保に関する基本方針に係る平成24年度事業・対策等実施結果について

事務局から資料に基づき報告

質疑応答

○ 羽田会長

事務局から、様々な取組について資料を基に説明があったところですが、何かご質問があったらお願いします。

○ 羽田会長 特に今無ければ後でご質問いただいても結構です。

②その他

事務局から食の安全・安心レポート第22号について報告

質疑応答

○ 羽田会長

寄生虫の話について、こういった情報提供は非常に重要と思いますので、今後とも分かり易い形で出していきたいと思います。

(2) 議題

①BSE対策について

事務局から資料に基づき報告

食品安全委員会の評価に対する意見交換

○ 羽田会長

詳細な説明がありましたが、もう少し詳しく教えて欲しいという事やご質問がありましたらお受けしたいと思います。

○ 羽田会長

私からいくつかお聞きします。

まず、出生コホートについてですが、これは何頭の牛を対象にしたものですか。

○ 事務局

国内で年間にと殺される牛が120万頭ですので、これが元になっていると思います。EUについての対象頭数はわかりません。国内では、11年間発生していませんので、11歳以上の牛全部と考えていただいても良いと思います。

○ 羽田会長

ある一定の牛群を対象にしたものではないということですね。

○ 羽田会長

非定型BSEについてですが、2例発生しているということで、肉骨粉の給与により発生しているのとは違うものと理解しましたが、世界的な発生状況はどうなっていますか。

○ 事務局

世界でも数十頭しか発生していません。日本で1500万頭を検査して2頭で

すから、割合で言えば大変少ないと言えます。

○ 羽田会長

非常に少ないと言え、1頭でも見つかるとその解釈、対応が大変だという気がしますが、発見された場合それが確実に非定型なのか、定型なのか分かるのですか。

○ 事務局

定型か非定型かは検査で区別できます。非定型のものが見つければ、きちんと非定型であることを確認します。

○ 羽田会長

それは異常プリオンの解析で分かるということですか。

○ 事務局

プリオンのタイプが定型のものとは異なります。

○ 羽田会長

電気泳動とか組織染色などで行うのでしょうか。非定型であれば肉骨粉の給与で発生したのではないということが分かるのですね。

○ 事務局

それについては発見頭数が少ないこともあり、まだ分かっていないことも多いのですが、発生状況その他考えると、肉骨粉の給与で発生したのではないだろうということが言われています。

○ 羽田会長

非定型BSEについては、人のCJDとvCJDの関係性と同じようなものでしょうか。

○ 事務局

おっしゃるとおりです。

○ 高橋(初)委員

飼料規制の中で、日本・アメリカ・カナダは肉骨粉については豚・鶏に給与しておりEUでは給与していないようですが、これは大丈夫なのでしょうか。

○ 事務局

これは今のところ大丈夫とされています。BSEあるいはTSEは反芻獣に発生が認められているとのことで、牛・羊・山羊などに肉骨粉を与えないことが徹底できれば安全であるという見解です。EUについては全て禁止にしていますので不安を感じる部分かもしれませんが、反芻獣に与えなければ問題ないと食品安全委員会が見解を示しています。

○ 田森委員

今回は48か月齢での検査体制の見直しとのことで、一度4月1日からは30か月齢に見直しされたと思います。これはどのようなことなのでしょう。

○ 事務局

今年の4月1日から、検査対象月齢が30か月齢を超えるものとされました。

なお、SRMについては、扁桃と回腸の一部を除いて他の部分は30か月齢以下の使用は可能となりました。食品安全委員会の答申を受けてこのようになりましたが、30か月齢という月齢自体は、アメリカを初めとした輸入牛肉の解禁に一部合わせたものと思っています。理由としては、日本は耳票システムで牛の正確な月齢を把握することができますが、そのようなシステムが構築されていない国において、肉眼で年齢を区別できるのは30か月齢なので国内基準をそこに合わせたと思います。

また、国内の場合はさらに安全性が高いという事で、さらに48か月齢という答申がされています。

○ 高橋(初)委員

日本はオーストラリアからたくさん牛肉を輸入していますが、オーストラリアでは発生したことが無いのでしょうか。

○ 事務局

オーストラリアでは発生したことはありません。

○ 羽田会長

国民の中ではTPPとの兼ね合いを懸念する人もいると思いますが、その辺りはどうですか。

○ 事務局

食品安全委員会は、純粋に科学的な知見で判断する機関であり、少なくとも食品安全委員会が出した結論というのは政治的な配慮は入らないと考えています。

○ 羽田会長

以前この協議会でBSEについて議論した時に、他の県がやめないのになぜ千葉県が先にやめるのかという議論が流通関係の委員の方からあったと記憶していますが、今回は周りの県も一緒にやめる見込みなのか、ばらばらになるのか、その辺りを教えてください。

○ 事務局

おっしゃるとおりで、千葉県は現在検討中ですが、もし他に検査を続行するという県があった場合に足並みが乱れてしまうということで、現在厚生労働省で全国的な調整を行っておりまして、多数の自治体が検査体制見直しの方向で検討中であると聞いています。

○ 羽田会長

では皆さんから順番にご意見を伺いたと思います。科学的な根拠は皆さんご理解いただけたかと思いますが、感情的なものや流通に影響及ぼすなどという面からのご意見有るかと思いますが、遠慮せずにそのままご意見をいただ

いて、最後にまとめて北村先生にご意見をいただく流れでいきたいと思います。

○ 丸山委員

生協連の丸山です。3点意見があります。

一つ目は、食品安全委員会の評価について検査対象月齢を48か月齢超に引き上げたとしても人への健康評価は無視できるということについて、現時点での科学的な知見については理解できるという意見も多くある一方、非定型のBSEなど全容が解明されていないので結論に疑問を持つという意見も組織の中にあります。

二つ目は、非定型のBSEのこともあってBSEに関する研究は引き続き行っていただきたい。また、飼料規制は当然ですが、危険部位の除去・管理などリスク管理はきちんと行っていただきたい。

三つ目は、リスクコミュニケーションの問題で、30か月齢超から48か月齢超になるまでわずか3か月という事、食品安全委員会の評価に関するパブリックコメントが4月9日から5月8日まで行われた訳ですが、パブコメが終了しないうち、意見の評価が出ないうちに、厚労省のリスク管理に関するパブコメが4月25日から5月24日ということで、これはおかしいのではないかという意見もありましたので紹介しておきたいと思います。

そういったことから一定の時間をかけて、丁寧なリスクコミュニケーションを行ったうえで今後について対応していただきたいと思います。

○ 高橋(初)委員

消費者団体連絡協議会の高橋です。

食品安全委員会の評価はこうなったと思いますが、消費者としてはちょっと心配なところもあるので、丸山委員がおっしゃったような部分をきちんとお願いしたいと思います。

○ 齋藤委員

食生活改善協議会の齋藤と申します。

私たちの団体は、やはり安全なものを口に入れることを、安全な食品を使って県民のみなさんにお伝えするというところで勉強させていただいております。外国のものをあまり使わず国産のものとしているのですが、国産のものを使うと価格が高いなということがありますので、オーストラリアなど安全なところの商品を使って市民県民の皆様にも今後も伝えていくということを行っていきます。

○ 渡辺委員

毎日新聞の夕刊に記事が載っていて、BSE日本が最も安全、国際機関が無視できるリスクということですが、消費者としてはまだまだ不安ですのでその辺は十分考えたうえでやっていただけたらと思います。

○ 熱田委員

全農千葉県本部の熱田でございます。

今回の改正、全頭検査の廃止だけが注目されていますが、技術的な裏付けを持って説明いただければ十分理解できると思っています。ただ、消費者の方々に対しては、今回の改正の中身を十分理解していただけるように丁寧なリスクコミュニケーションを実施していただきたいと思っています。

○ 榛葉委員

畜産協会の榛葉です。

生産側の立場からすると、飼料規制などの対策が徹底されていて今回の見直しが妥当なのかなと思っています。ただ、気になるのはやはり各県一斉にという所で、各県が一斉にこの問題に取り組むという形にしていただければと思います。

○ 三宅委員

イオンリテールの三宅でございます。

私たちも、見直しに関しましては科学的な根拠もありますし理解もしているという立場ですが、やはり直接消費者と接して声を聞いている立場としては、リスクコミュニケーションでお客様に対してきちんと事実をお伝えして、最終的な判断というかそれを使用するか否かは消費者が決めるべきですが、決めるための事実というものをきちんとどれだけ提供できるのか、消費者・小売業だけではなく生産者のみなさん、その他流通に関係する方、メディアの方などいろいろな皆さんで協力し合って消費者にお伝えしていきたいと思っております。

○ 高橋(克)委員

千葉女性農業者の会の高橋です。

私自身は米を作っているのですが、仲間で畜産をやっている人に今回のBSE対策についてどう考えているか聞いてみましたところ、やはり考え方はいろいろあって、飼料規制や検査をやってきたのにやらなくなってしまうのは不安や疑問を持つ人も居ましたし、酪農をやっている方では今までやってきた検査で検証されているので全頭検査をやる必要はないと考えている人も居ました。考え方はそろっていないのですが、検査をやらなくて良いと思っている人は、一般の消費者に対し今日私達が聞いたような検査の内容をよく理解するような説明をしていただきたいとのことでした。それでないと、ただ48か月齢超にして不安だから肉を買わないという風評被害のようなことにつながると生産者が困るので、よく知らせて欲しいとのことでした。

○ 内山委員

昨年の9月にOIEにリスクのない国として申請して、昨日承認されたとの事ですので、承認されたあとの従来どおりの検査をしていたのでは全く意味がない訳で、全国足並み揃えて48か月齢以上の牛の検査で良いのではないかと思います。

○ 今井委員

千葉県栄養師会の今井と申します。

全頭検査から48か月齢超の検査に変えると、ほとんどが検査対象にならないとのことで検査が極端に減少するという事は素人的には心配ですが、科学的に実証された結果と言うことで信じるほかないのかなと思います。検査体制は削減されても、研究はきちんと続けていただきたいと思ひますし、消費者に対するリスクコミュニケーションについてはきちんとやっていただきたいと思ひています。

○ 平山委員

ミルクプラント協会の平山です。

今回の食品安全委員会の評価、私はちょっと遅かった、もっと早くやれたのかなと思ひます。過去の科学的知見をきちんと受け止める、国内の検査体制、いわゆると畜検査、獣医師が直接やっている検査体制っていうのは他の国ではそう多くないんです。そこで危険部位を除去する、それから飼料規制がきちんと行われているので、発生はそんなに考えられない。そこで48か月齢超の検査月齢引き上げは、おそらく念の為だろうと思ひます。非定型型については8歳以上で発生しているということからすれば、もう完全に心配はないだろうと思ひています。

○ 片岡委員

キッコーマンの片岡です。

今回の食品安全委員会の答申については、理解できるものと思ひています。もともと厚生労働省が全頭検査を始めたのは国民の安心をかうためで安全をかうためではないと理解しています。BSEが発生した当時、行政は盛んに安全だと言っていたのですが、その後国内で発生し全頭検査を実施して国民に安心してもらおうということがあったのだと思ひます。今回の決定は諸外国と比べても十分な対策をとっている、基本的には肉骨粉を与えない、SRMを除去されているということから清浄国を維持しているので、規制を充分続けていただければ48か月齢に引き上げても問題ないと思ひます。

○ 日高委員

現在子供の会や大学生のサークル活動に関わっております。6歳くらいから18・19歳くらいの子達が対象になり夏にバーベキューをやったりするのですが、幼いお子さんをお持ちの親は高い関心がありますが、大学生の親になるとまあ大丈夫かなといった反応になります。消費者として非常に関心が高いのが小さなお子さんをお持ちの親御さんであり、そういった方達に安全ですよ、安心ですよと分かっていただけのようにするのが今後の課題と思ひます。

○ 田森委員

食品安全委員会の答申については理解できました。先ほどから話が出ているように、聞けば皆さん理解できると思ひるので、消費者の方への周知に今後力を入れ

ていただければと思います。

○ 羽田会長

BSEの問題をきっかけに、ゼロリスクとか安全と安心はどのように考えたらいいかということについてはかなり認知されてきたと思います。こういう機会を捉えて少しでも正確な理解をという風に受けいれられたらと思います。このようなことを踏まえて、6月9日に開催されるBSEについての説明会というリスクミが開催されます。そのコーディネーターとして北村副会長に出席いただきますので何かご意見を伺えればと思います。

○ 北村副会長

今回の説明を聞いて皆さん科学的な裏付けがあることは理解いただいたと思います。事務局で、20か月齢に引き上げた時の説明がなぜダメになったかということをもう一度説明してもらえると良いと思います。科学的な根拠をもって食品安全委員会が20か月齢超のものを検査すれば良い、それ以下は検査しなくていい、それで補助金を打ち切るということがありましたが、結局平成20年までいろいろと揉めました。その揉めた原因は、他の自治体と横並びで検査を行わないと差別化されるではないか、我が県は検査しているとすれば消費者はそちらを購入する、流通段階でも検査したという表示が無ければものが売れないなどいろいろな問題があり、科学的な裏付けより過剰に要求が動いてしまったということがありました。

今日皆さんのお話を聞いて、科学的な裏付けをいかに説明するかということの重要性だと思いました。皆さん理解されたと思うのですが、先ほど三宅委員が、流通だけではなくて消費者や行政が一緒になって同じような知識を持って行動すれば問題は少ないんだというような発言をされたと思いますが、今回全頭検査を廃止する、もともと国はもっと前に全頭検査を廃止していて補助金打ち切っていた訳です。実際私はBSE発生時に千葉県BSE対策本部におり風評被害の対策にあたっていました。みなさんが得た知識の中で、問題点と問題点でないところをきちんと区別し、例えば非定型は分かっていないことが多いという事実と、いっぽう一般的に考えられているBSEの問題は日本ではもうほとんど考えられないことをお伝えしたらいかがでしょうか。確率的には非定型が分かっていないからゼロリスクではないのだけれども、そういうことを含めてリスクミを続けることで、科学的な裏付けをより分かり易く説明していただければ良いと思います。今後もリスクミはきちんと続けていく必要があるということを説明し、コーディネーターをつとめて来たいと思っております。

○ 羽田会長

よろしく申し上げます。リスクミが非常に重要で、この会はどのようにリスクミをしていったらよいかを考える会でもあります。いろいろ試行錯誤してきてま

だベストとは言えない内容だと思いますので、一般県民の方に充分に知っていただくためにこうしたら良いのではないかというようなアドバイスなどありましたら、お寄せください。イオンなど利用させていただくのも個人的に非常に重要と考えておりますが、その他でも様々な機会を捉えて正確な情報の提供、県民の安全・安心についてどのような事ができるか十分に議論していただきたいと思っております。

では、事務局から6月9日の事を含めて説明願います。

○ 事務局

6月9日の「BSEについての説明会」を説明。

○ 羽田会長

時間があれば委員の皆さんもぜひ出席をお願いします。

特にこれ以上のご発言が無ければ、以上で議事を終了して進行を司会にお返しします。